| 「果京都地方独立行政法人評価委員会連告要稱」新旧对照表 | | 貝科り |
|-----------------------------|----------------|-----|
| 新 | 旧 | |
| 第一条から第五条まで (現行のとおり) | 第一条から第五条まで (略) | |
| | ISH 目II | |

- この要綱は、平成十七年十月十四日から施行する。 附則
- この要綱は、平成十九年八月三十一日から施行する。 附則
- この要綱は、平成二十六年四月一日から施行する。

別表(第五条関係)

| 事 | 項 | 根拠法 |
|--|------|---------------------------|
| 業務方法書に対して知事が認可意見 | する際の | 地方独立行政法人 法第二十二条第三 項 |
| 中期計画の作成・変更に対して 可する際の意見 | 知事が認 | 地方独立行政法人 法第二十六条第三 項 |
| 各事業年度における業務の実績 の評価 | たついて | 地方独立行政法人 法第二十八条 |
| 各事業年度における業務実績の の法人及び <u>知事</u> に対する通知 | 評価結果 | 地方独立行政法人 法第二十八条 |

- この要綱は、平成十七年十月十四日から施行する。 附則
- この要綱は、平成十九年八月三十一日から施行する。

別表(第五条関係)

| 事 | 項 | 根 | 拠 | 法 |
|---|------|----------|---|---|
| 業務方法書に対して知事が認可意見 | する際の | 地方独立法第二項 | | |
| 中期計画の作成・変更に対して の長が認可する際の意見 | 設立団体 | 地方独立法第二項 | | |
| 各事業年度における業務の実績 の評価 | について | 地方独立法第二十 | | |
| 各事業年度における業務実績の の法人及び <u>設立団体の長</u> に対す | | 地方独立法第二十 | | |

| 各事業年度における業務実績の評価結果 を踏まえた法人に対する業務運営の改善 勧告 | 地方独立行政法人 法第二十八条 |
|--|------------------------------------|
| 各事業年度における業務実績の評価結果 の通知・勧告の公表 | 地方独立行政法人 法第二十八条 |
| <u>知事</u> による財務諸表の承認の際の意見 | 地方独立行政法人 法第三十四条第三 項 |
| 中期計画で定める剰余金の使途に残余利益を充当するに当たって <u>知事</u> が承認する際の意見 | 地方独立行政法人 法第四十条第五項 |
| 限度額を超えて短期借入をするに当たって 知事が承認する際の意見 | 地方独立行政法人 法第四十一条第四 項 |
| 短期借入の借換に当たって知事が認可す る際の意見 | 地方独立行政法人 法第四十一条第四 項 |
| 出資等に係る不要財産の納付又は当該財産の譲渡収入の納付に対して知事が認可する際の意見 | 地方独立行政法人 <u>法第四十二条の二</u> 第五項 |
| 出資等に係る不要財産の譲渡により生じた 当該財産の帳簿価格を超える額を納付し ないことに対して知事が認可する際の意見 | 地方独立行政法人 法第四十二条の二 第六項 |

| 各事業年度における業務実績の評価結果 を踏まえた法人に対する業務運営の改善 勧告 | 地方独立行政法人 法第二十八条 |
|---|---------------------------|
| 各事業年度における業務実績の評価結果 の通知・勧告の公表 | 地方独立行政法人 法第二十八条 |
| <u>設立団体の長</u> による財務諸表の承認の際 の意見 | 地方独立行政法人 法第三十四条第三 項 |
| 中期計画で定める剰余金の使途に残余利益を充当するに当たって <u>設立団体の長</u> が承認する際の意見 | 地方独立行政法人 法第四十条第五項 |
| 限度額を超えて短期借入をするに当たって 知事が承認する際の意見 | 地方独立行政法人 法第四十一条第四 項 |
| 短期借入の借換に当たって知事が認可す る際の意見 | 地方独立行政法人 法第四十一条第四 項 |
| 特定地方独立行政法人の役員の報酬等の 支給基準に関する知事に対する意見の申 出 | 地方独立行政法人 法第四十九条第二 項 |
| 一般地方独立行政法人の役員の報酬等の 支給基準に関する知事に対する意見の申 出 | 地方独立行政法人 法第五十六条第一 項 |

| 特定地方独立行政法人の役員の報酬等の | 地方独立行政法人 |
|--------------------|----------|
| 支給基準に関する知事に対する意見の申 | 法第四十九条第二 |
| 出 | 項 |
| 一般地方独立行政法人の役員の報酬等の | 地方独立行政法人 |
| 支給基準に関する知事に対する意見の申 | 法第五十六条第一 |
| 出 | 項 |